

清川村災害支援基金を設立

東日本大震災を契機に、国内で発生した大災害の被災者等に対し、よりきめ細やかでかつ迅速な対応を図ることを目的に基金を設置しました。

寄附金の目的

基金に積み立てられた寄附金は、大規模な災害が国内で発生した場合に被災者等を対象とした支援に要する経費に活用します。

寄附金控除

個人の方が寄附を行った場合は、個人住民税及び所得税の寄附金控除、企業の方が寄附を行った場合は、寄附金相当額を全額損金に参入できます。

寄附の申し込み

寄附の申し込みは、保健福祉課（清川村保健福祉センターやまびこ館 1 階、電話番号 046-288-3861）

※基金関連チラシ

次のページをご覧ください。

問い合わせ

保健福祉課 ☎046(288)3861

清川村災害支援基金を設置しました。

東日本大震災を契機に、被災者などへの本村独自の支援体制を拡充するため、国内で発生した大災害の被災者などに対し、よりきめ細かく、かつ迅速に対応ができるよう、『清川村災害支援基金』を設置しました。

この基金は、村民の皆さまや企業などから寄せられた思いを、被災地や避難者などの皆さんに見える形で支援するためのものです。

皆さまから寄附をお寄せいただき、被災地や避難者などの支援経費として活用いたします。ぜひ、ご協力をお願いします。

○基金への寄附の流れ

どちらへの寄附なのかを申し出ていただきます。

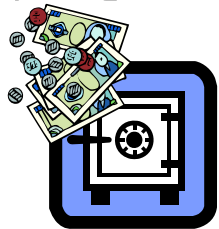
※税金が控除されます。

- 個人：個人住民税と所得税の寄附金控除
- 企業（法人）：寄附金相当額を全額損金算入

寄附金の意思・選択

清川村災害支援基金

寄附金を基金に積立



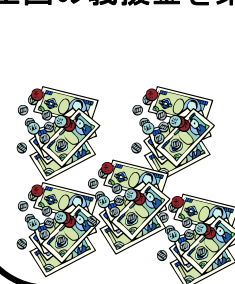
支援物資等の決定
・基金の活用



支援検討委員会

例：日本赤十字社義援金

全国の義援金を集約



配分計画の策定

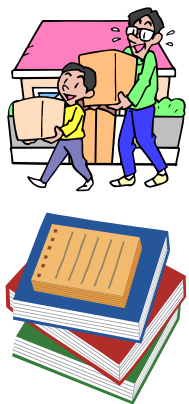


義援金配分割合決定委員

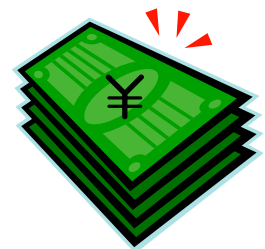
支援要請

支援物資等

自治体を通じて配分
主に義援金の支給



被災地や避難者などへ



○寄附金の受入状況や基金の活用状況は、随時、村のホームページで公開します。

詳しくは、保健福祉課までお問い合わせください。

Tel 288-3861 (直通)